

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第4 議案第17号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第5 議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第19号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第二 議案第20号 宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第三 議案第21号 宇美町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第四 議案第22号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第五 議案第23号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例について
- 追加日程第六 議案第24号 宇美町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第七 議案第25号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第八 発議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議の提出について
- 追加日程第九 同意第2号 宇美町副町長の選任について
- 追加日程第十 同意第3号 宇美町副町長の選任について
- 日程第6 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第4 議案第17号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第5 議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第19号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 追加日程第二 議案第20号 宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第三 議案第21号 宇美町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第四 議案第22号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第五 議案第23号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例について
- 追加日程第六 議案第24号 宇美町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第七 議案第25号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第八 発議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議の提出について
- 追加日程第九 同意第2号 宇美町副町長の選任について
- 追加日程第十 同意第3号 宇美町副町長の選任について
- 日程第6 閉会中の所管事務調査について

出席議員(12名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 高場 英信
総務課長 …………… 佐伯 剛美	危機管理課長 …………… 藤木 義和
財政課長 …………… 中西 敏光	まちづくり課長 …………… 原田 和幸

税務課長	……………	松田 博幸	会計課長	……………	瓦田 浩一
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	工藤 正人	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	安川 忠行	上下水道課長	……………	前田 友博
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	飯西 美咲
子どもみらい課長	………	太田 一男			

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第6号と追加議案2件と当初予算審査特別委員会審査報告書、各常任委員会からの閉会中継続審査の申出書をお配りしていますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後に、議会改革調査特別委員会と議会広報常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

お諮りします。本日までに条例案6件と予算案1件と発議1件と同意案2件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上、10件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第14号

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第17号

日程第5. 議案第18号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてから日程第5、議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算までを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。

黒川当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（黒川 悟君） おはようございます。

令和4年3月25日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長黒川悟。
当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会開催日、令和4年3月15日、16日。

事件の名称、議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億705万1,000円とされており、前年度と比較すると、2,956万3,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費は人件費を中心とした総務管理費、保険料徴収に係る徴収費です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は保険料還付金、4款は予備費です。

歳入については、1款は後期高齢者医療保険料、2款使用料及び手数料は督促手数料です。3款繰入金は、職員給与費等繰入金と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金です。4款は繰越金、5款諸収入は延滞金、過年度保険料等負担金及び後期高齢者医療広域連合補助金です。

審査の過程では、出向職員の状況及び取決め事項、コロナ禍における保険料収納率への影響、収納業務の体制、職員給与費等繰入金の充当内容、1人当たり医療費の適正化に向けた方策などについての質疑がありました。また、反対討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

事件の名称、議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ39億5,644万円とされており、前年度と比較すると、6,380万2,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費は人件費などを含む一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、賦課徴収費及び運営協議会費です。

2款保険給付費は療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金が主な内容です。

3款国民健康保険事業費納付金は、県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

4款は共同事業拠出金、6款保険事業費は、特定健康診査等事業費が主なものです。7款基金積立金、8款公債費は一時借入金利子で、9款諸支出金は保険税還付金及び還付加算金、11款は予備費です。

歳入については、1款国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分

の保険税収入で、2款使用料及び手数料は督促手数料です。

4款県支出金は普通交付金及び特別交付金で、5款繰入金は保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金です。6款は繰越金、7款諸収入は保険税の延滞金、被保険者第三者納付金などです。

審査の過程では、保健事業の内容、特定健康診査の受診率、被保険者資格証明書・短期被保険者証の発行状況、保険税減免の動向、保険税率の改正、一般会計繰入金の方針、保険者努力支援金増額のための取組などについて質疑がありました。また、反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万4,724戸、年間配水量327万7,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和4年度における純利益の見込みは1,135万5,000円余、年度末の資金残の見込みは4億5,638万7,000円となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益は水道使用料などの営業収益、給水申込みに伴う一般負担金などの営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用は人件費、水道施設運転管理支援・マニュアル作成業務委託料、ろ過池補砂工事、各施設動力費、福岡地区水道企業団等からの受水費、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用、貸倒引当金繰入額の特別損失及び予備費です。

資本的収入については、1款資本的収入は工事負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出は9口分の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費及び予備費です。

審査の過程では、福岡地区水道企業団との受水量、議員定数などの協議、ほか自治体との融通水量の協議、自己水源率の動向、管路工事の国庫補助の考え方、浄水場運営委託の方針、職員の確保、河原のしずくの事業展開などについて質疑がありました。また、反対討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第17号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万3,189戸、年間総処理水量268万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成がされており、令和4年度における純利益の見込みは4,963万2,000円余、年度末の資金残の見込みは1,219万5,000円となっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益は、下水道使用料などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益です。

収益的支出は、1 款下水道事業費用は流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用及び予備費です。

資本的収入については、1 款資本的収入は企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金及び下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、1 款資本的支出は、下水道築造工事などの建設改良費、83口分の企業債償還金及び予備費であります。

審査の過程では、下水道築造工事の国庫補助の範囲、発注時期、用途地域の指定、下水道普及計画などについての質疑がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算。

本年度の予算編成については、義務的経費を中心に編成された骨格予算となり、政策的・投資的経費は今後の補正予算にて対応されます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ117億1,871万1,000円とされており、前年度と比較すると、1億5,460万4,000円の減額となっています。

歳出について、1 款議会費は議会運営経費などで、2 款総務費はふるさと宇美町応援寄附事業費、情報システム共同化事業費などです。3 款民生費は介護保険関係経費、児童手当関係経費、特定教育・保育施設運営経費などで、4 款衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業費、ごみ処理事業費などです。

5 款労働費は、働く婦人の家運営経費、6 款農林水産業費は農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などで、7 款商工費は商工業活性化事業費などあります。

8 款土木費は、都市計画街路整備事業費、公園管理・整備事業費などで、9 款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などです。

10 款教育費は学校教育推進事業費、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費、学校給食管理費などです。

11 款災害復旧費は（過年）公共土木施設等補助災害復旧費などで、12 款公債費は地方債元金償還金などです。

歳入については、1 款町税は町民税、固定資産税などです。2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款法人事業税交付金、7 款地方消費税交付金、8 款自動車税環境性能割交付金、9 款地方特例交付金と続き、10 款地方交付税、11 款交通安全対策特別交付金となっています。

12 款分担金及び負担金は保育園費負担金などで、13 款使用料及び手数料は塵芥処理手数料などあります。

14款国庫支出金は障害者福祉費負担金、児童手当給付費負担金、施設型給付費等負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金などで、15款県支出金は障害者福祉費負担金、施設型給付費等負担金などです。

16款財産収入は土地建物貸付収入などで、17款寄附金はふるさと宇美町応援寄附金、18款は繰入金、19款は繰越金となっています。20款諸収入は介護保険雑入などで、21款は町債です。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで、記述は省略させていただきました。また、賛成討論が1件ありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりました。黒川委員長、自席に戻ってください。

念のため申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、日本共産党の鳴海圭矢です。私は議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、2006年に法改正しまして、08年の制度スタートから75歳という年齢で区分して、別制度の下、負担と医療を差別するものであります。

今、高齢者の生活、物価は上がっていくのに少ない年金、その上コロナの追い打ちにより大変生活が逼迫しております。そういった中でこの後期高齢者特別医療の高い負担、高齢者の生活を非常に苦しめている大きな要因と言って過言ではないと思います。

日本共産党はこの制度にはそもそも反対しております。本制度は撤廃し元の老人保健制度に戻すべきです。このことを申し上げまして、私はこの議案に反対といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○2番（安川禎幸君） 2番、安川です。私は賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療特別会計、この制度自体につきましては、高齢者の医療を確保する法律に基づき適切に予算編成をされておるといってございまして。

この後期高齢者制度の前の老人保健制度当時、国保会計におきましては約8億円ほどの莫大な拠出金を支払っていて、国保会計の赤字の要因の1つになったといっております。

現行法に基づいて適切に予算編成されているということで、賛成の立場で討論させていただきます。

ます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は、賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、日本共産党の鳴海です。

私は、議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

現在、国保は広域化がされておりますけれども、この広域化というものは、都道府県などに医療体制の改革を担ってもらおうという国の方針に基づくものですが、この医療体制の改革というものは、国民健康保険の構造的な問題を解決することなく、いかに安上がりの医療にしていくのか、それが一番の目標であります。

国保の広域化では、県に納める納付金額は、市町村の医療水準、所得水準で算出されます。端的に言いますと、納付金の水準を下げたければ、医療費の押さえ込みをしなければならないということになります。医療費の抑制というのは確かに必要な面もありますけれども、町民の命と健康に大きな影響を与えかねません。町民生活にとって非常に重たい負担となっておりますこの国保税、この引下げを訴えまして、私はこの議案に反対といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○2番（安川禎幸君） 2番、安川禎幸です。私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの高齢者の医療費、医療を確保する法律に基づきまして、国保も広域化なされたというところでございますが、以前は市町村で小さなパイの中で運営せざるを得なかったというところで、

非常に医療費の高い、例えば宇美町のようなところでは莫大な負担を強いられていたところでございますが、これが広域化することによって、そのリスクが分散されるというふうなところになったわけです。したがって、こうしなければ宇美町の国保税はもっと上げなければいけないという状況になったのではないかとこのように推察されるということです。

以上の理由によりまして、賛成という討論をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、日本共産党の鳴海です。

私は、議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算に反対の立場から討論をいたします。

まず、この宇美町の水道料金、郡内一高い水道料金については、町民からも引下げの非常に強い要望が寄せられております。

また、この浄水場の運営を委託するという話が出てきております。これに関連して、この場をお借りしてちょっと申し上げたいことがあります。

宮城・福島両県にて、16日震度6の地震が起きました。そのとき仙台市青葉区に西仙台ハイランド団地という団地がございます。ここは52世帯で断水が続いております。これは、水道管を管理している団地造成の会社が事業停止して、復旧工事が進んでいないからであります。現在も住民はお湯が出ないため、朝は水で顔も洗えないという状態が続いております。これについて、担当者は、水道管は市の施設ではないと、会社を差し置いて修繕することは難しいというふうに答えたそうでございます。

町としては、水道民営化の考えは、今のところ示しておりませんが、この運営を委託するという姿勢が、徐々に実態として民営化の方向に進んでいくのではないかとこのことについて、私は

強い懸念を持っております。

今、民間にできることは民間にということで、何でもかんでも民営化ということが至るところで進んでおりますけれども、民営化が行き過ぎると、こういうことになってしまうのではないかと、私を強く訴えたいと思います。

以上をもちまして、私は本議案に反対というふうにさせていただきます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 私は令和4年度の上水道事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

収益的収入と支出及び資本的収入と支出、前年度と比較して全てが増額となっておりますけれども、収支のバランスは適切に取れた予算編成になっていると思っております。その結果、令和4年度の収支の見込みは1,135万5,000円の純利益で、年度末の資金残高は4億5,638万7,000円の見込みになるということで、安定した企業運営ができていると思っております。

その背景には、平成23年より5年連続の赤字が見込まれ、資金保有が年間1億を超えるペースで減少し続けているときに、このまま推移した場合は、平成30年度には保有額の枯渇が予想される中で、今後この需給予測、事業計画、給水計画や管路の更新などを考慮し、苦渋の選択にて、平成28年度に水道料金の改定がなされました。そして今現在は、事業会計も順調に黒字に転じて安定した企業運営につながっていると思っております。

しかしながら、今後も企業団との交渉や自己水源の活用も費用対効果を考えながら、原価を下げる努力も引き続きお願いしたいと思っております。

今後の水道事業の安定供給のために、財政状況が厳しい中、これからの施設に係る老朽化、耐震化対策は必要不可欠であり、施設の延命化を考慮し、計画的かつ経済的な更新計画を行うよう要望したい。そのように思っております。

私たちの生活に直結する大事な水であるからこそ、おいしい宇美町の水が、整備された設備の中で安定供給が引き続きできることを今後も願い、賛成討論としたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度宇美町上水道事業会計予算について採決いたします。本案

に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、日本共産党の鳴海です。

私は、この議案第18号 令和4年度の宇美町一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

本年度の予算編成は骨格予算ということで、義務的経費を中心に構成されておりますけれども、何点かちょっとどうしても気になる点があるので、課題を示した上で賛成したいと思います。

まず、自治体の電算化ということで、情報システム共同化事業においては、宇美、志免、須恵の3町で共同で運営していくということでしたけれども、これによってシステムの共同化によって、本町独自の政策の対応が難しくなっていくのではないかという懸念がある。そして、コストがどんどんうなぎ登りに膨らんでいくんじゃないかと、こういう懸念があるということを、まず一点指摘したいと思います。

次に、個人番号のカード交付、これについても経費が計上されておりますけれども、これは個人番号カードを国が様々に推進するような施策を行っておりますけど、現在に至るまで交付率が

38.6%ということで、町民にとってこの個人番号カードのメリットというものがいま1つ浸透していない。需要がないからこんなに低いのではないかなということ指摘しなければなりません。

さらに中学校では、選択制の弁当給食、これに関する経費ですけれども、保護者からは弁当給食ではない、完全給食ですね、そういったもの、あるいは無償化の要望も出されておりますので、これについても検討する余地があるのではないかというふうに考えております。

今後の大きな課題として、主に3点述べましたけれども、この予算全ての事柄について、一括して賛否が求められているということなので、問題点を指摘した上で、全体して賛成ということにいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和4年度宇美町一般会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第一 議案第19号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第19号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第19号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由ですが、人事院の国会及び内閣府に対する令和3年度の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、職員の期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、改正条例の条文をつけております。ページをおめくりください。2ページには、新旧対照表をつけております。説明につきましては、この新旧対照表で行いたいと思います。

新旧対照表の右の欄に現行、左の欄に改定案をつけております。現行の第21条、期末手当の項になりますが、第2項中、期末手当の基礎額に100分の127.5を乗じてとあるものを、改正案では、期末手当の基礎額に100分の120を乗じてに改めるものでございます。

また、第3項では、再任用職員に対する規定でございます。現行では、100分の127.5とあるのは、100分の72.5とするというものでございますが、改正案では左になりますが、同項中100分の120とあるのは、100分の67.5に改めるものでございます。

ページをおめくりください。3ページに参考資料をつけております。今回、昨年の秋口に行われました人事院勧告により、賞与、期末手当の額の減額を行うものということになっておりましたが、12月の賞与から本来影響するものでございましたが、秋口に行われました衆議院選挙の影響や国会等の関係でここまで据え置かれている状況でございます。今回の条例可決されますと、本年、令和4年度の6月分から施行されるものでございますが、併せて昨年の12月分の賞与まで、その影響額が及ぶものでございます。

これらを町の職員の表でつくっておりますが、大学の新規採用職員、また係長級、課長級という形で、それぞれの影響額を書かせていただいております。令和3年度分と令和4年度分という形ではありますが、一番右側に影響額がそれぞれ書かれております。新人職員で約4万円程度、中堅職員でおよそ8万5,000円程度、管理職、課長級になりますと10万8,000円程度という形の影響額が出るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

7番、入江議員。

○7番（入江政行君） この人事院勧告による今回は賞与の減額ということですが、これ以前も言ったことと思うんですけども、期末手当を減額するということは、人事院勧告に準じてやらなきゃいけないという決まりはないですよ。私は町の財政に照らし合わせてやるべきだと。今コロナ禍の中で職員が大変な業務に当たられているんですよ。なぜこの人事院勧告に合わせてやっているのかと。やはり町の状況に合わせて私はやるべきだと思っているんですけど、何か人事院勧告に合わせなければいけない理由というのはあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。この人事院勧告に関しましては、国家公務員に関する人事院勧告でございますが、基本的に人事院を持たない市町村に関しては、国家公務員の給与表を使いながら、国家公務員に合わせた給与設定をしているというのが実情でございます。

例えば県内であれば、当然福岡県であったり、政令市である北九州市、福岡市等に関しては人事院を持っております。私たち宇美町に関しては、当然人事院というものを持ちませんので、給

与に関しては、国家公務員の基準に合わせたものという形でやっておりますので、独自でやっていくということは、町レベルではできにくい。できないというわけではございませんが、人事院自体がありませんので、それをまた町レベルで持つということは、今のところほぼ不可能に近い状況であると思っておりますのでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 今言われたように、町自体でできないことはないんですよ。また、なぜ言うかという、給与の減額によって、民間企業もこれに準じて給与の引下げになる可能性があるんですよ。だから、そこを民間企業とのつながりも出てくるわけですから、そこをしっかりと考えてやっていただきたいと思っています。準じてできないって、できることはないと言ってあるんで、そこは町自体でしっかり考えてやっていくべきだと思うんですけど、もう一度回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。先ほども申し上げましたが、人事院を持たないといけないということになります。議員がおっしゃるような内容であれば、宇美町に人事院を持つというような形になりますが、町レベルでは、まずあり得ないと思います。市でもやはり中核市以上、県内でいけば久留米市とか、そういったところは人事院を持っておりますが、町レベルまたは小さな市では、やはり国家公務員の水準に合わせるというやり方で行っているというところがございますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二、議案第20号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議案第20号 宇美町一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第20号でございます。宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣府に対する令和3年度の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、宇美町一般職の任期付職員の期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、改正文をつけております。もう1ページをおめくりください。2ページには、新旧対照表をつけております。説明につきましては、この新旧対照表で行いたいと思います。

右側の欄に現行を、左側の欄に改定案をつけております。現行の第7条第4項中、一番下段になりますが、給与条例の21条第2項中100分の127.5とあるものは、100分の167.5とするというものを、左側の改正案では、給与条例第21条第2項中100分の120とあるのは、100分の162.5に改めるというものでございます。

影響額につきましては、先ほどの議案第19号のほうにつけておりますので、後ほど御参照していただけたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三. 議案第21号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、議案第21号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与

等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第21号でございます。宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和3年度の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには改正文をつけております。もう1ページおめくりください。2ページに新旧対照表をつけておりますので、説明につきましては、この新旧対照表で行います。

右の欄に現行、左の欄に改正案をつけております。

まず、現行の第2条第3項になりますが、一番下段になりますが、額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額と現行なっているものを、改正案では合計の額に100分の162.5を乗じて得た額とすると改めるものでございます。

影響額につきましては、先ほどと同じになりますので、後ほど御参照いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

追加日程第四 議案第22号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第四、議案第22号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第22号でございます。宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和3年度の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、議会議員の期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには改正文を。2ページにお願いいたします、2ページには新旧対照表をつけておりますので、説明については、この新旧対照表で行いたいと思います。

右の欄が現行、左の欄が改正案になります。第5条第2項中でございますが、合計額に100分の167.5を乗じて得た額とするとあるものを、改正案では合計額に100分の162.5を乗じて得た額と改めるものでございます。

影響額につきましては、先ほどと一緒にありますので割愛させていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。これから議案第22号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

追加日程第五. 議案第23号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第五、議案第23号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第23号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例についてでございます。

提案理由でございますが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき処遇改善を行っ

た保育園に勤務する会計年度任用職員について、賃上げ効果が継続される取組の一環として、令和4年度における期末手当に人事院勧告を反映させないことについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、制定文をつけております。

もう1ページおめくりください。参考資料をつけております。内容につきましては、この参考資料で説明をさせていただきます。

まず、1、制度の趣旨でございますが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるというものでございます。

まず、2番で対象者でございますが、制度の趣旨を鑑み、保育園で勤務する全ての会計年度任用職員、本町におきましては、保育士、調理師、看護師、事務員を対象といたします。

引上げ額につきましては、現在の報酬額に3%程度の加算となるように、職種別の基準表の号給設定を見直すことにより、引き上げるということで、処遇改善ということで、本年4月、すいません、令和4年2月から引上げが行われておりますが、今回の条例に関しましては、6月賞与の期末手当で、ほかの職員に関しては減額が行われますが、この条例を定めることにより、この保育職のものに関しては、この減額は行われたいというものになるものでございます。それらの内容が5番の事項に書かれております。

朗読させていただきます。処遇改善を行った会計年度任用職員の令和4年度の期末手当について、令和3年12月に発出された「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」に基づきまして、処遇改善の報酬の引上げを行っております。保育園に勤務する会計年度任用職員につきましては、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこととされているため、今回、この6月の賞与、期末手当になるわけでございますが、これを据え置くということになるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 日本共産党の鳴海です。私は、議案第23号について賛成の立場から討論をいたします。

従来から保育園で勤務する方、重労働されてる割には低い賃金であるということが問題点として指摘されておりました。今回、引き上げされるということは大変に喜ばしいことで、大いに賛成するべきではありますけれども、しかしながら、報酬額3%程度の加算ということで、改善された後も金額が21万6,200円ということで、加算額6,800円、これではまたいささかちよっと足りないのではないかなど。本案に対しては賛成の立場ですけど、もっと引上げてよいのだということを訴えた上で、私は賛成といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第23号 宇美町会計年度任用職員の給与の特例に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

10時57分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、先ほどの入江議員の質疑について、佐伯総務課長より発言の訂正申出がっておりますので、これを許します。

佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。先ほどの入江議員の質疑に対しまして、私「人事院、人事院」と連呼しておりましたが、人事院は国でありまして、市町村レベルは人事委員会でございます。ここで訂正をさせていただけたらと思います。申し訳ございませんでした。

追加日程第六. 議案第24号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第六、議案第24号 宇美町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第24号でございます。宇美町副町長定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、行政運営に係る職務遂行体制の一層の強化を図り、複雑化し、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、副町長の定数について所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには改正文を。ページをおめくりください。2ページに新旧対照表をつけております。説明につきましては、この新旧対照表で行わせていただきます。

右の欄には現行を、左の欄には改正案をつけております。現行、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とするとしているものを、改正案では副町長の定数を2人とするに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 私は、この2人体制の副町長制、これについても一般質問でも、特に町長が5つのビジョンを示されましたけど、やっぱりその中でも非常に重要なポイントである道路行政の推進ということで、この辺に非常に大きな影響があるんじゃないかなということだと思っています。答弁の中でも、これまでと違うしっかりとした体制を整えていくということを申されましたけれども、その結果として、この副町長の2人体制というところで、非常に大切なことでもありますし、大きな期待を持っていきたいなと、こう思っています。

ただ2人体制となった場合に、一番町民の方々の理解を得ていかなきゃいけないというのが財政面での負担じゃないかなと、こう思っています。1人副町長を増やすだけで1,000万を超えるような財政負担というのがありますし、そういったところを町民の方々にしっかり御理解いただいていくためにも、このあたりの財政負担っていうのをどのようにして町民の期待に応えていくか、そして不安、そういったものを払拭していくかというのが非常に大事じゃないかなと思います。

財政面の負担、こういったところに対するお考えっていうのをお聞かせいただきたいなと、こう思っております。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） ありがとうございます。体制についてはおおむね賛成であるが、財政面が心配だというお話ではなかろうかというふうに思っております。この2人体制にする必要性というのは、全員協議会の中でも私が挙げている公約を一にも二にも早くスピード感を上げて達成し

ていく、また議員の皆さんの掲げてある公約についても早いスピードでやりたい、そのために2人体制を敷きたいという話しを申し上げたところでございます。

もちろん財政的に、今、議員おっしゃったように1,000万ほどのものがかかります。そういった意味におきましても、政策調整監制度の見直しとか、ジョブローテーション等々の見直しも先日の一般質問でもお答えしましたけども、そういったものによる時間外手当の適正な見直しですね、それに加えて今回の2人体制、その後、第7次の総合計画等々がございますので、そういった中でも組織体制のスリム化を図っていくと。そういったもので捻出していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） それとやはり2人体制にしたからには成果っていうものが一番求められていくなど、こう思っているわけなんですけれども、そういったところにも成果っていうのも総合計画、その辺りできちんと指標を示しながらやっていく必要もあるんじゃないかなと思いますし、例えば議会の答弁等でも積極的な発言をしながら、職員の士気をきちんと上げていくとか、そういったところもしっかり期待したいなということで思っています。

ぜひ2人体制にしたその後の成果っていうものをしっかり示しながら、町民の方々の不安っていうか、財政面大丈夫なの、そういったところも払拭していただきたいなと、こう願っているわけでございます。ぜひしっかりして、活躍をまた期待しながら、進めていきたいなと、こう思っています。答弁は要りませんので、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 副町長を2人にするということで、昔のことわざでも三人寄れば何とやら、文殊の知恵と言いますけども、なかなかやっぱり町長、副町長、1対1の関係だと議論もなかなか深まらないんじゃないのかなと、私は勝手に思っているんですけど、これで副町長2人で町長、3人になることによって意見がより練られて、いいアイデアも浮かんで、討論が深まっていくという効果を期待したいところなんですけど、ちょっと町長があまりスピード、スピードということで、私聞いていてちょっと不安になったのが、速さを優先するあまりに、余り練られていないプランが実現、上げられていく。速さを優先するあまりに、大事なことが見落とされたまま話が進んでいくんじゃないか、そういうところも気になるので、ぜひ副町長2人になったからには、やっぱり3人でよく話し合っ、意見を練った上で、あまり速さも確かに大事です。今の時代にスピードを求められております。しかし、そこにあまり速さにこだわらずに、3人体制になった以上はよく話し合っ、意見を練った上で議案をつくっていただきたいなと思いますけども、その辺の意気込みについてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） スピード感がなかったらスピード感を出せと言われますし、スピード感を上げるとスピード感がありすぎるんじゃないかと言われ、大変難しいところでございますけれども、そこら辺は丁寧な説明、当然、職員一丸となっていくますし、2人副町長おりますんで、三人寄れば文殊の知恵で、そこはしっかりやっていきたい。またそこら辺も議員の皆さん方にしっかりチェックしていただいて、本当に議論がなされているのかどうかということをチェックしていただきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。2番、安川議員。

○2番（安川禎幸君） すいません、ちょっと1つだけお尋ねですけど、政策調整監制度はこれで行かなくなるといふふうになるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） 副町長2人体制については4月1日ということですがけれども、今、この条例が通りましたら、早急に例規の整理等々をさせる指示をいたします。その中で、現状の仕組みの中で政策調整監がかぶっているものが幾つもございますので、その指示を出したいというふうに思っております。廃止の方向で動きます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 宇美町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

追加日程第七. 議案第25号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第七、議案第25号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。まず説明に入ります前に、今回の追加補正予算につきましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択を受け、緊急に補正予算を提出す

る必要が生じたので、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただくものです。

それでは、議案第25号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。令和4年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ7,856万7,000円を追加し、予算総額を117億9,727万8,000円とするものです。

それでは歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、3月議会議案資料綴、一般会計補正（第1号）事業一覧表を御参照ください。

予算書16ページ、17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費、地域コミュニティ拠点施設Wi-Fi環境整備費補助金600万円の増額は、現在、地域コミュニティ拠点施設においてWi-Fi環境の整備が進んでいない現状であるため、Wi-Fi環境の整備を支援することにより地域コミュニティのデジタル化の推進を図るものです。

18目地域交通費、地域交通環境整備事業費は、令和5年2月からの実証運行を予定しているオンデマンドバスの導入に合わせ、JR宇美駅前広場のバス停付近に持続可能な地域交通システムの構築に向けた拠点施設を整備するため、設計業務委託料（補助）を150万円、地域交通拠点施設整備工事請負費（補助）を850万円計上をしています。オンデマンドバス運行事業費は、現在、運行しています福祉巡回バスハピネス号の課題解決や、町内地域交通の利便性向上を目指して導入するオンデマンドバスの運行に要する経費を計上するもので、オンデマンドバス運行支援業務委託料を2,164万2,000円、オンデマンドバス運行管理システム使用料を132万円、決済IC機器リース料を47万7,000円、オンデマンドバスを4台購入するため車両購入費を2,970万円、オンデマンドバス運行負担金を795万2,000円など計上をしています。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,928万4,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金を3,928万3,000円計上しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上可決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。

歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 17ページです。負担金、補助及び交付金で、地域コミュニティ拠点施設Wi-Fi環境整備費補助金600万円、これについて何点か御質問をしたいと思っています。実は私、こういった自治会館、自治会の公民館ですね、ぜひWi-Fiを設置してほしいというふうなことを次の一般質問でしようかなと思っていたんですけども、本当に早々と動いていただいて、しかも国の補助金ですね、しっかり取ってきていただいて、計画していただいていることに本当に感謝申し上げたいなど、こう思っている次第です。

ただ、この後の設置したはいいけれども、それをどう活用していくかっていうのがやはり大事になってくるんじゃないかなと、こう思っています。例えば、社会教育課がやってあるスマホ教室です。これを自治会の公民館で積極的に出前で開催していく。これを行った上で、例えば高齢者の孤立化、今コロナ禍で高齢者の方が家に引きこもって、なかなか出てこない、そういった方々をどんどん引っ張り出す、引っ張り出すっていう言葉が適切かどうか分かりませんが、どんどん表に出てきていただいて、横のつながり、高齢者の孤立化を防ぐような横のつながりをしっかり構築していきますよ、そういったことも例えばありましょし、自治会の公民館で通信カラオケとか、例えばそういったこともやりながら、どんどん公民館の活用っていうのにもつながってくるんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりどうこのWi-Fi設置によって、その効果を実現していこうと考えているのか、そのあたりちょっとお話を聞きたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） それでは、まちづくり課から回答をさせていただきます。この地域コミュニティの支援事業費として今回コミュニティ拠点施設のWi-Fi整備事業をさせていただきますけれども、まず少し現状からお話をさせていただきますと、現在48自治会ある中で、既にこういったWi-Fi整備が行なわれている自治会は1自治会のみでございます。今回、この整備を行うに当たりまして、先日、職員のほうから各自治会長さんに聞き取りをさせていただきました。そのような中で、現在、11の自治会がWi-Fi整備を行いたいというような御意向を持っております。

さらに、私どものほうで今回こういった補助制度を創設することで、整備を行いませんかということでお話を申し上げたところ、さらに全部で24の自治会のほうからぜひやってみないと。ですから48のうち半数に当たる24自治会が、ぜひお願いしたいというふうなお話も上がっているところでございます。そのような中で、今後、各自治会にこういった整備が行われることを

前提として、先ほどお話がございました社会教育のほうで実施しておるスマホ講座であったりとか、あるいは今後私どものほうで進めていくこのオンデマンドバス、これはスマホを使ったシステムになりますので、こういったオンデマンドバスの導入に合わせたスマホ教室等も実施していきたいというふうに思います。

併せて、その先には先ほどおっしゃられたようないろんな町で準備しております出前講座等も、公民館を拠点として実施ができるのではないかなというふうに思っています。このオンデマンドバスの導入によりまして、買物弱者対策であったり、高齢者のひきこもり対策であったり、いろんな用途にこのバスが活用できるのではないかなということで、非常に可能性のある事業になっていくんじゃないかなと期待しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） また、ぜひですねせっかくこういったスマホ講座をやっていたら、例えば町の魅力を情報発信していくような地域おこし協力隊員みたいな、そういった組織化っていうのにもつながっていくんじゃないかなと、こういう期待を持っています。1人、2人が一生懸命町の情報を発信しようとしても、やっぱり限界がありますし、それが100人、200人と、そういった多くの方々に情報発信、また収集して情報発信していく。また町の魅力をしっかり見つけていくような取組が、これを機に推進されると非常にありがたいなと、こう思っています。ぜひそういったところも加味しながら推進していただけたらなと、こう思っています。

あと1点。オンデマンドバスの導入に関して、前回の全協で御説明がありましたけれども、バス停の数っていうのがちょっと予想していたより少ないんじゃないかなというのが懸念されています。予算をつけたからには、あと継続した国庫補助というのもプラスされて、運営も財政の持ち出しも、以前の福祉バスは新年度は福祉バス運行しますけれども、その次の年からの運営に関しても財政面でもかなり優遇されていくんじゃないかなと思っています。

バス停の数を増やしたら、民業圧迫っていうのが非常に懸念されているわけなんですけれども、例えば障がい者の方用にこのオンデマンドバスを改良するとなると、またちょっとお金がかかったりしますし、その代わりとっちゃなんですけど、例えば福祉タクシー、こういったものに対して歳入で浮いたところを回していくとか、民業圧迫になるとは思いますが、そこをなただけ改善するために福祉タクシーチケットを、そういったものを増額していくとか、そういった取組ができないのかなというのがひとつ提案としてあります。そういったところのお考えというのをお聞かせいただけたらなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） まずバス停のことにしましては、先日の全員協議会で地図をお示ししながら説明を申し上げたとおりでございますが、現在、ハピネス号のバス停については

101か所ございます。今回、私どものほうで計画しているのが70か所、それに公民館前にもバス停を設けるということで、予定しておりますバスの停留所については178か所ということで、計画をいたしております。

さらに先日御説明した中にも、それぞれの御自宅から大体半径150メートル内にそのバス停が存在するというので、歩いて行ける範囲ということで考えているところでございますけれども、今、このバス停の確認については地域コミュニティ活性化委員会を通じまして、各自治会のほうにこの場所でいいですかということで投げかけておりまして、近く取りまとめを行うようにしています。併せて、警察署のほうにも依頼をかけまして、安全上問題がないかということで照会をさせていただいているところです。そういった意見を取りまとめた中で、最終的にバス停の確定をさせていただきたいというふうに思っています。

そのような中で、バス停は確かに多ければ多いに越したことはないのかもしれませんが、バス停が増えるとなかなか運行上の効率も悪くなるということもございまして、先ほどおっしゃられましたようにあまり利便性が高まりますと、今度は民業のほうを圧迫してしまうという問題がございます。この運行につきましては、地元のタクシー業者に委託して運行しようというふうに計画をいたしております、これまで数回にわたって協議をさせていただいているところでございます。そのような中で、タクシー業者さんのほうの御意見等も尊重しながら、いかにバランスを取っていくかということになるかと思っておりますので、その点は慎重に進めていきたいというふうに思います。

さらには、この町内、きれいにバスが張り巡らされることになると、今度は路線バスの撤退といった問題も出てくるかと思っております。そういったことも踏まえまして、バス事業者、タクシー事業者もろもろ、今、地域交通会議のメンバーにも加わっていただいておりますので、しっかり議論しながら進めてまいりたいというふうに思っているところです。加えて、御提案いただきました福祉タクシーに関してでございますけれども、今回、導入するバスにつきましては特に障がい者対応となっておりますので、このあたりは既存の福祉タクシー等の利用を含めてきちんと整理しながら、さらにその情報が住民の方々に行き渡るように対応してまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 17ページの地域交通拠点施設整備事業について、ちょっとお尋ねしますが、JR宇美駅前広場のバス停付近に持続可能な地域交通システムの構築に向けた拠点を整備するということなんですが、これ具体的に何か建てるんですか。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 継続されてある議員さんの中で、厚生文教に所属されている皆

様方には、以前、宗像の東郷駅の前のステーションを見ていただいたかと思いますが、私どものほうで今考えておりますのは宇美駅の駐輪場の一角を利用いたしまして、そこに拠点施設を設けられないかということで考えています。まだ具体は決定しているわけではございませんけれども、限られたスペースでございますので、例えばコンテナボックスの再利用であったりとか、そういったことも踏まえて、今後、設計業者を入れて、どの程度まで可能なかということで、実際改修に当たっては建築確認申請等の手続も生じてまいりますので、詳細を詰めて対応してまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、鳴海です。先ほどの丸山議員の質問に関連しますけど、17ページの地域コミュニティ支援事業費の中で、ちょっと以前にWi-Fi環境の整備っていうのを質問したところ、導入したまではいいが、導入した後のランニングコストの問題もあるというふうな意見もありまして、これは自治会の中でWi-Fi環境の整備が進んでいかないのは、1つはコストの問題もあるんじゃないかなというふうに思います。今回は導入に当たっては補助が出るということですが、その後、自治会のほうで負担すべきコストっていうのが発生してくると思いますけれども、それについて何か試算というか、1自治体当たり年間どれぐらい今後ランニングコストがかかってくるのか、そういった試算などがもしあるようでしたら、答弁願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今回、各自治公民館等に整備を行うものにつきましては、あくまでも補助金という形態を取らせていただいています。したがって、一律につけるのではなく、先ほど申し上げましたように手を挙げていただいて、整備を希望する自治会にということで考えているところでございます。

そのような中で、かかる経費については初期経費のみということになってまいりますので、例えばここで言いますと、回線工事、標準的な工事費で大体1万5,000円程度かかるんじゃないかなというふうに算定をしています。それにルーター代、およそこれも1万円程度。さらには取付けするパソコンの整備ということも踏まえまして、上限額が1施設当たり20万という算定はさせていただきます。

その後のかかる経費等につきましては、どのような形態で契約をするかということで異なってくるかと思いますが、いろんなプランが取扱いのメーカーさんのほうでも幾らかあると思います。速度を求めらるであれば、より太いパイプをつなげないといけないかと思いますが、大体おおむね月々の使用料が2,000円から5,000円程度ではないかなというふうに思っているところでございます。これについては、各自治会の負担ということでお願いしたいとい

うふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） 事業一覧表の2ページです。オンデマンドバス事業、素早い対応だと思います。フットワーク早いというか、本当に執行部の皆様には感謝いたしております。きっと住民の皆様も期待、そして喜ぶことだと思います。全協から本議会において、1つだけ話題に上がってこない。一番大事なのは今後の運営です。利用者数です。現在、ハピネスの利用者数が10万人から5万人、激減しています。利用者数5万人、100円として500万、200円として1,000万、この利用者数のアップについて、ちょっと御見解をお示しいただければと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） ハピネス号の利用者につきましては、年々利用者数が減っているということがございまして、従前、平成25年当時は年間10万人を超えるような利用があったんですけども、現在は、ここ数年はコロナの影響がありますけれども、コロナ以前でも6万人、さらには昨年度は4万4,000人ということで、今年は5万2,000人程度ということで見込んでいるところでございますが、従前からするとかなり利用者が減っているということがございます。

先日、利用者の方々のアンケート等も取らせていただいたところでしたけれども、どうしても便数が少なかったりとか、御自身の生活スタイルに合ったような形態になっていないということで、利用者が一部の方に限られているということから利用が減っているということがあるかと思えますけれども、今回導入するオンデマンドバスについては、予約という手間はございますけれども、御自身の時間帯に合わせて予約して移動することができるということからすると、かなり利便性も高まってまいりますので、利用者が増えるのではないかなというふうに思っています。

特に高齢者の方に限らず子育て世帯の方々であったりとか、利用していただきたいなというふうに思っているところでございます。そのために私どものほうでは、この先、早ければ令和5年2月に実証開始ということで予定をしておりますけれども、広報等を通じましてしっかり周知しながら、利用の促進に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 一番大事な利用者数について、ちょっとお尋ねしたわけですが、現在5万から6万ですね。太宰府市も困っているんです。利用者数が激減しています。市長も懸命に努力はしていますが、なかなか利用者数が上がらない。そこで利用者数の目標、目途といいますか、10万人なのか、15万人、最低10万人以上いかなければならない。10万人で100円として1,000万ですね、年間。仮に20万人に利用者数がアップすれば、100円として

2,000万。私も小さな会社を経営していますので、経営者の感覚でお話していますが、利用者数について、期待でも構いません、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 特にまだ具体的な数値を掲げているわけではございません。もちろん、1つにはこの現号のハピネス号の代替ということで、この運行させますので、その点からすると従前使われてあった、ひとつ10万人というのが目安になるかと思えますけれども、さらにたくさんの方に利用していただけるように働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） ひとつちょっと気になっている点があるんですけど、そのバスを導入するに当たって、乗降口の問題なんですけれども、今、西鉄バスがスロープ付きになっていますよね。今度、納入されるバスは階段式なのかスロープ式なのか、やはり高齢者、また身体障がい者の方々に思いやりのあるバスであれば、スロープ式にしてほしいという私の要望なんですけども、その辺はどのようにやっているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今回、導入しますのは、バスって言っていますけれども、車の形態としてはトヨタや日産で扱っているようなハイエースだったり、キャラバンといった10人乗りのワゴン車になります。そのような中で、乗降口につきましてはサイドのスライドドアで、そこにステップが出るような形になります。スロープではございませんけれども、低床階段が乗降できるような工夫を、改造を行うこととしております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

追加日程第八. 発議第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第八、発議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。白水議員。

○10番（白水英至君） 発議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年3月22日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者宇美町議会議員白水英至。賛成者、高橋紳章。

ワンヘルスの推進に関する決議。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする多くの感染症が、人も動物も感染する人獣共通感染症である。人口の増加、森林開発などによる生態系の変化によって、元々野生動物が持っていた病原体が、様々な過程を経て人にも感染するようになったとされている。このような状況から、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものとするワンヘルスの理念が、世界中で広がりを見せている。特に、福岡県では、平成28年に開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、理念から実践に移行させる礎となる福岡宣言が採択された。さらに、令和3年1月には福岡県ワンヘルス推進基本条例が制定され、人獣共通感染症対策や人と動物の共生社会づくりなどの基本方針を定めており、これらを具現化するための行動計画の策定も進められている。

本町は、自然と共生する魅力あふれるまちを基本目標に、循環型社会の形成、自然環境の保全、大野城跡などの文化財の保存と活用などを進めている。また、町民の健康寿命の延伸や食育・地産地消関連施策の推進、動物愛護団体と連携した地域猫活動の支援などにも取り組んでいる。これらは、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの取組であり、本町のこうした取組を一層充実させることにより、福岡県のワンヘルスの推進に協力していくべきである。よって、本町議会は本町に対し、福岡県で制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例の具現化を図るために、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記。1、福岡県ワンヘルス推進基本条例の基本方針を具現化する福岡県行動計画に連携協力すること。2、町民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。自然とのふれあいを通じて、ワンヘルスに係る活動や行動を学び、体験することができるワンヘルスの森（福岡県立四王寺県民の森）の利用促進について、大野城跡の保存や活用との両立を図りながら協力すること。

以上のとおり、決議する。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

白水議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） ワンヘルスの推進に関する決議について、少しだけ賛成の立場からお話をいたします。

現在、この感染症ウイルス、世界各国で御存じのとおり、以前は400ぐらいだったんですけど、今800でございます、皆さん。そのうち400が動物性由来による人獣共通感染症でございます。さきの一般質問でも言いましたけど、600年前、ペスト菌がありました。世界で4,000万人、5,000万人が亡くなっています。この原因、誰か御存じですか。ノミです、ノミ。今回のコロナウイルスはコウモリと聞き及んでいますが、小さなノミが世界各国に伝播したということでございました。

そこで、厚生労働省の指導の下、福岡県が一番にこの条例を去年の1月に成立しました。これは、ワンヘルスというのは、人、動物、自然環境、つまり健康づくりでございます、健康づくり。このワンヘルスを契機に、次の新たなる未知の伝染病に対応していかなければならないというふうに思っております。こういう趣旨の下、私は賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから発議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第九. 同意第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第九、同意第2号 宇美町副町長の選任についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。同意第2号でございます。宇美町副町長の選任についてでございます。

宇美町副町長に、次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、原田和幸。住所、生年月日については記載のとおりでございます。御参照願います。

提案理由でございます。宇美町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

ページをおめくりください。1ページには、参考資料としまして、原田和幸氏の略歴を記載しております。御参照願います。

ページをおめくりください。参考資料2になります。地方自治法の関係条文の抜粋を記載しております。中段になりますが、第162条に副市町村長は地方公共団体の長が議会の同意を得て、これを選任するとされているものであります。また、第163条には、副市町村長の任期は4年とするとされておりますので、同氏が同意されました上では、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの任期となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、入江議員及び8番、黒川議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことにいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	入江	議員	8 番	黒川	議員
9 番	鳴海	議員	1 0 番	白水	議員
1 1 番	藤木	議員			

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、入江議員及び8番、黒川議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号 宇美町副町長の選任については原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

追加日程第十. 同意第3号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第十、同意第3号 宇美町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。同意第3号でございます。宇美町副町長の選任についてでございます。

宇美町副町長に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、一木孝敏。住所、生年月日は記載のとおりでございます。御参照を願います。

提案理由でございます。宇美町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには参考資料1として、一木孝敏氏の略歴を記載させていただいております。後ほど御参照願います。

ページをおめくりください。申し訳ございません、2ページは1ページの続きです。もう1ページおめくりください。3ページでございます。参考資料2として、地方自治法の関係条文をつけておりますが、先ほどの同意第2号と同じでございますので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、鳴海議員及び10番、白水議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことにいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に

投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	入江	議員	8 番	黒川	議員
9 番	鳴海	議員	1 0 番	白水	議員
1 1 番	藤木	議員			

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、鳴海議員及び10番、白水議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票なしです。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号 宇美町副町長の選任については原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第6. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出があっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本3月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年3月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時11分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 6月 3日

臨時議長 白 水 英 至

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 禎 幸

署名議員 小 林 孝 昭